



福岡医発第 1706 号 (地)
令和 4 年 9 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

ソリリス点滴静注 300mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

ソリリス点滴静注 300mg の「使用上の注意」が改訂されたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項が一部改正されましたのでお知らせいたします。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

(添付資料)

ソリリス点滴静注 300mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

(通知中に新旧対照表を含む。)

(令和 4 年 9 月 1 日付け 保医発 0901 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1109 号（保険）

令和 4 年 9 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長

松 本 吉 郎

（公印省略）

ソリリス点滴静注300mgの保険適用に係る留意事項の一部改正について

ソリリス点滴静注 300mg の「使用上の注意」が改訂されたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

ソリリス点滴静注 300mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

（通知中に新旧対照表を含む。）

（令和 4 年 9 月 1 日付け 保医発 0901 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発0901第2号
令和4年9月1日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

ソリリス点滴静注 300mg の保険適用に係る留意事項の一部改正について

ソリリス点滴静注 300mg については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づき製造販売承認され、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）の別表に収載されているところです。

今般、当該医薬品の「使用上の注意」の改訂がなされたことから、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 6 月 11 日付け保医発 0611 第 1 号）の記の 3 の（4）を次のように改める。

（4） ソリリス点滴静注 300mg

① 発作性夜間ヘモグロビン尿症における溶血抑制

本薬剤の効能又は効果に関連する注意において「フローサイトメトリー法等により検査を行い、発作性夜間ヘモグロビン尿症と確定診断された患者に投与を開始すること。」とされているので、発作性夜間ヘモグロビン尿症の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

② 非典型溶血性尿毒症症候群における血栓性微小血管障害の抑制

本薬剤の効能又は効果に関連する注意において「補体制御異常による非典型溶血

性尿毒症症候群の患者に使用すること。」とされているので、補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群以外の患者に投与しないこと。

③ 全身型重症筋無力症（免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法による症状の管理が困難な場合に限る）

本製剤の効能又は効果に関連する注意に次のように記載があるので、使用に当たっては十分留意すること。

ア 本剤は、抗アセチルコリン受容体抗体陽性の患者に投与すること。

イ 本剤は、ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏効しない場合に、以下に示す患者への投与を考慮すること。

- ・免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法を施行しても症状の管理が困難な患者

- ・合併症や副作用等により、免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法の施行が困難な患者

④ 視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の再発予防

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤は、抗アクアポリン4抗体陽性の患者に投与すること。」及び「視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の患者に使用すること。」とされているので、抗アクアポリン4抗体陽性で、視神経脊髄炎スペクトラム障害の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 6 月 11 日付け保医発 0611 第 1 号）の記の 3 の（4）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準等の一部改正に伴う留意事項について (4) ソリリス点滴静注 300mg ① 発作性夜間ヘモグロビン尿症における溶血抑制 本製剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において「フローサイトメトリー法等により検査を行い、発作性夜間ヘモグロビン尿症と確定診断された患者に投与を開始すること。」とされているので、発作性夜間ヘモグロビン尿症の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。 ② 非典型溶血性尿毒症症候群における血栓性微小血管障害の抑制 本製剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において「補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群の患者に使用すること。」とされているので、補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群以外の患者に投与しないこと。 ③ 全身型重症筋無力症（免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法による症状の管理が困難な場合に限る） <u>本製剤の効能又は効果に関連する注意に次のように記載があるので、使用に当たっては十分留意すること。</u> <u>ア 本剤は、抗アセチルコリン受容体抗体陽性の患者に投与すること。</u>	3 薬価基準等の一部改正に伴う留意事項について (4) ソリリス点滴静注 300mg ① 発作性夜間ヘモグロビン尿症における溶血抑制 本製剤の<u>効能・効果に関連する使用上の注意</u>において「フローサイトメトリー法等により検査を行い、発作性夜間ヘモグロビン尿症と確定診断された患者に投与を開始すること。」とされているので、発作性夜間ヘモグロビン尿症の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。 ② 非典型溶血性尿毒症症候群における血栓性微小血管障害の抑制 本製剤の<u>効能・効果に関連する使用上の注意</u>において「補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群の患者に使用すること。」とされているので、補体制御異常による非典型溶血性尿毒症症候群以外の患者に投与しないこと。 ③ 全身型重症筋無力症（免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法による症状の管理が困難な場合に限る） <u>本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「本剤は、抗アセチルコリン受容体抗体陽性の患者に投与すること。」とされているので、抗アセチルコリン受容体抗体陽性の患者のみに投与すること。</u>

イ 本剤は、ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏効しない場合に、以下に示す患者への投与を考慮すること。

・免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法を施行しても症状の管理が困難な患者

・合併症や副作用等により、免疫グロブリン大量静注療法又は血液浄化療法の施行が困難な患者

④ 視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の再発予防

本剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤は、抗アクアポリン4抗体陽性の患者に投与すること。」及び「視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の患者に使用すること。」とされているので、抗アクアポリン4抗体陽性で、視神経脊髄炎スペクトラム障害の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

④ 視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の再発予防

本剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「本剤は、抗アクアポリン4抗体陽性の患者に投与すること。」及び「視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の患者に使用すること。」とされているので、抗アクアポリン4抗体陽性で、視神経脊髄炎スペクトラム障害の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。